

## 詳細報告

# 平成24年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

中部地方整備局

## (1) 点検の目的

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であるため、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、より一層の適切な施工体制の確保が求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、より一層適正な施工体制の確保並びに徹底が求められているところです。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、中部地方整備局における今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

## (2) 国土交通省直轄工事における実施方法

### ①点検時期

平成24年10月から12月を全国一斉点検期間とし、期間内に抜き打ちで点検を実施しました。

### ②点検対象工事

請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）を対象として実施し、特に低入札価格調査制度調査対象工事<sup>※1</sup>及び低入札工事に準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

※1：平成24年度は該当工事無し

### ③点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額2,500万円以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

**( i ) 基本点検項目**

**【監理技術者等の配置に関する点検項目】**

- ①監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第 26 条第 4、5 項等）
- ②JV 主任技術者の資格（建設業法第 7 条第 2 号）・常駐（建設業法第 26 条第 3 項）

**【施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目】**

- ①施工体制台帳の備え付け（建設業法第 19 条、24 条の 7）、②施工体系図の掲示（建設業法第 24 条の 7 第 4 項及び適正化法第 13 条第 3 項）③建設業許可票の掲示（建設業法第 40 条）

**【下請契約に関する点検項目】**

- ①下請の建設業許可（建設業法第 3 条）、②明確な工事内容での下請契約（建設業法第 19 条 1）、③適切な請負代金の支払い方法（建設業法第 19 条 1、関連通達）

**( ii ) 一括下請に関する点検項目**

**【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】**

- ①発注者との協議、②施工計画書（品質計画等の立案）、③工程管理の実施状況、④施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）、⑤下請負業者の完成検査、⑥安全管理（安全巡視員の配置と安全巡視の実施、下請けの安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認）、⑦施工調整・指導監督（施工体制台帳の把握、下請負の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書）

**【施工体系の点検（紛らわしい施工体系に関する点検）項目】**

- ①主たる 1 次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

**( iii ) 下請業者の点検項目**

**【下請の主任技術者の配置状況】**

- ①下請の主任技術者等の資格・専任（常駐）・同一性

**【下請の主任技術者へのヒアリング項目】**

- ①不当に低い請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約とおりの請負代金の支払い実態、④足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認

#### ④点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員により、中部地方整備局企画部の総括技術検査官、技術検査官、営繕部の技術・評価課長等、港湾空港部の港湾空港整備課長等、各事務所の副所長、工事品質管理官等により実施しました。実施にあたっては、主任監督員等の立会の上で、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、受注者へ関係資料の提示を求め点検を行いました。

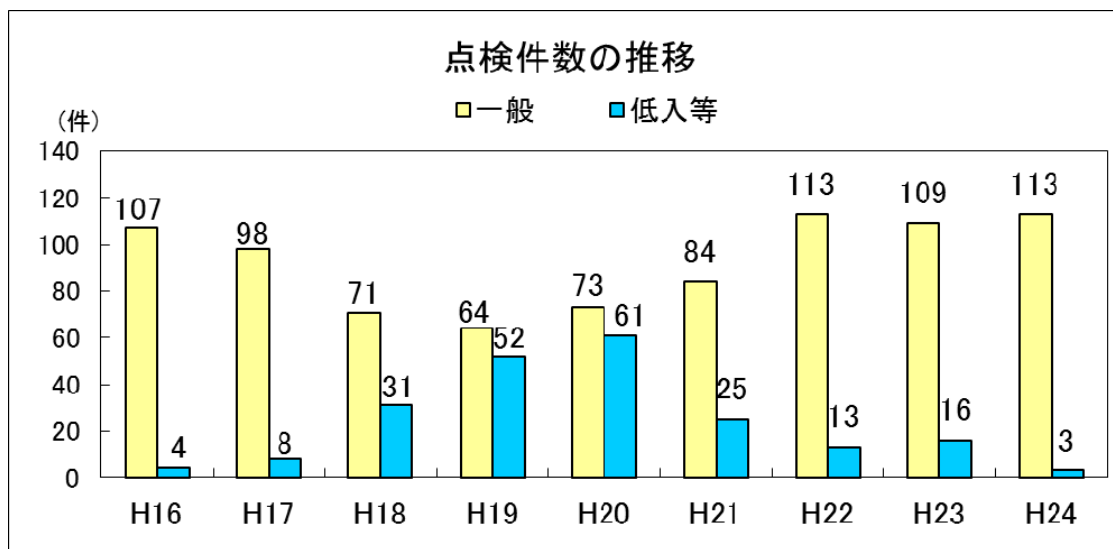
#### ⑤特徴的な点検項目（重点点検項目）

##### （ⅰ）平成２３年度の点検結果において改善すべき事項が多く確認された調査項目

平成２３年度の点検結果において、改善すべき事項が多く確認された３項目（施工体制台帳の備え付け、明確な工事内容での下請契約、請負代金の支払い方法）について、特に重点的な点検を行っています。

### (3) 国土交通省直轄工事の点検結果

全体で116件(稼働中工事1128件の約10%)を点検しました。このうち低入札工事等は、3件(稼働中の低入札工事等の全て)の点検を行いました。

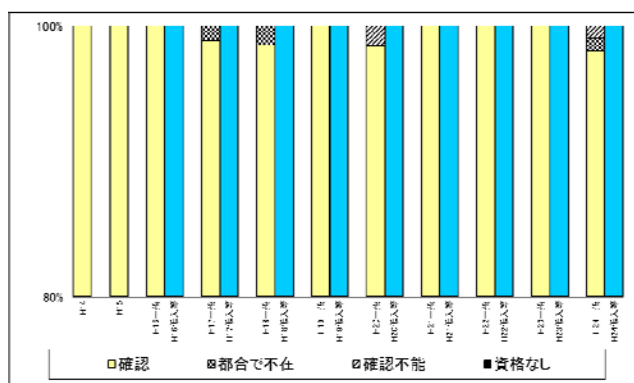


#### (i) 基本点検項目

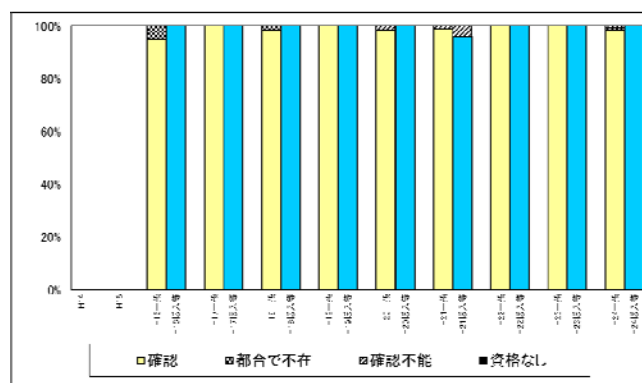
##### ① 監理技術者等の配置に関する点検

- 「監理技術者資格者証」については、  
一部の工事において、監理技術者証で元請け会社に所属していることが確認できま線でした。(一般2件、約2%)
- 「監理技術者講習修了証」については、  
一部の工事において、監理技術者講習終了証を確認できませんでした。(一般2件、約2%)

監理技術者資格証



管理技術者終了証

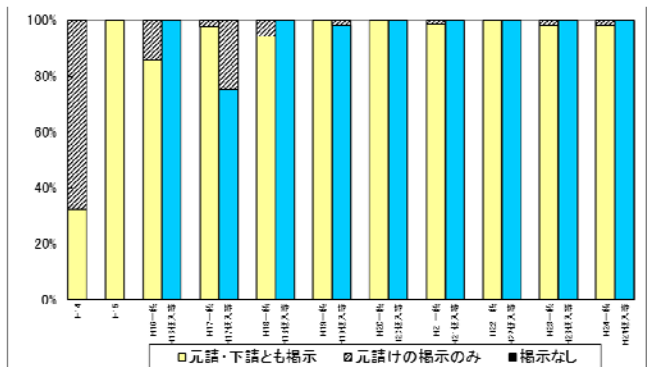


##### ② 施工体制台帳の備付け等に関する点検

- 「施工体制台帳の備え付け」については、全ての工事において、現場に備えつけてあるものの、一部の工事で施工体制台帳に必要な資料の一部に不備がありました。

- 下請けの一部が掲示されていない工事がありました。(一般：2件、約2%)

建設業許可票の掲示



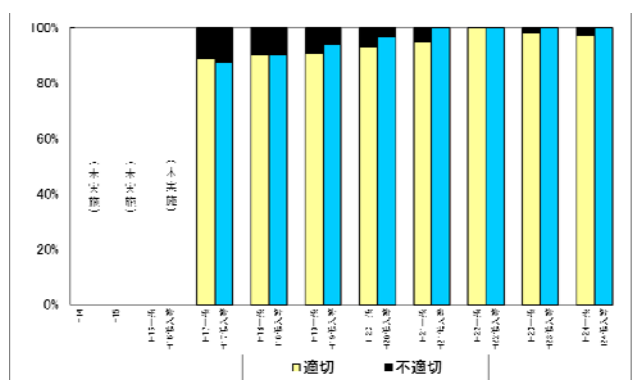
### ③下請負契約に関する点検

下請負業者の適切な建設業許可の有無や、建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項（工事内容、請負代金の額、工期など14項目）について、明確な工事内容で元請・下請契約がなされているか、および請負代金の支払方法が契約書に記載されているか等の下請負契約に関する点検を実施しました（平成17年度から実施）。

点検の結果、全ての工事において、下請負業者の建設業許可が適切であることが確認されました。

- 一部の工事で不適切なケースが見られました（労務費相当額未満）。（一般3件、約2%）

## 適切な請負代金の支払い方法

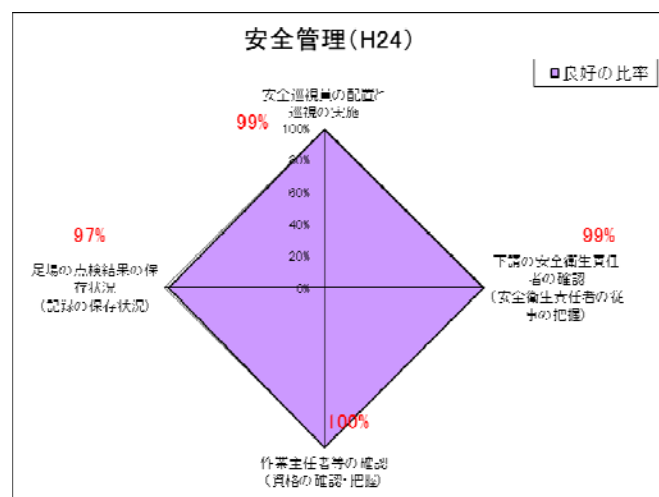
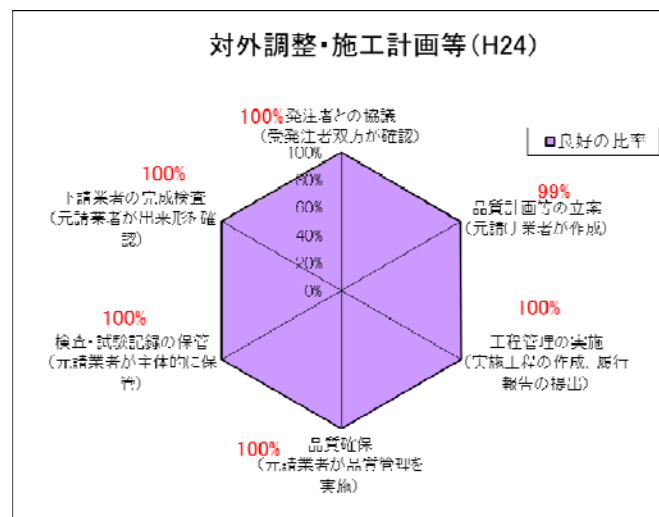


## (ii) 一括下請負に関する点検項目

### ① 元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検

元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検では、許可部局へ通知する工事はありませんでした。ただし、点検内容の中で改善指導を行った工事が 13 件（約 11%）ありました。

|           | 点検項目                             | 改善指導件数 |
|-----------|----------------------------------|--------|
| 対外調整・施工計画 | 発注者との協議<br>(受発注者双方が確認)           | 1      |
|           | 品質計画等の立案<br>(元請け業者が作成)           | 0      |
|           | 工程管理の実施<br>(実施工程の作成、履行報告の提出)     | 1      |
|           | 品質確保<br>(元請業者が品質管理を実施)           | 0      |
|           | 検査・試験記録の保管<br>(元請業者が主体的に保管)      | 1      |
|           | 下請業者の完成検査<br>(元請業者が出来形を確認)       | 9      |
|           |                                  |        |
| 安全管理      | 安全巡視員の配置と巡視の実施                   | 1      |
|           | 下請の安全衛生責任者の確認<br>(安全衛生責任者の従事の把握) | 2      |
|           | 作業主任者等の確認<br>(資格の確認・把握)          | 0      |
|           | 足場の点検結果の保存状況<br>(記録の保存状況)        | 1      |
| 施工調整・指導監督 | 施工体制台帳の把握<br>(元請業者が作業分担を把握)      | 0      |
|           | 下請の主任技術者資格の把握<br>(適正な施工体制の確保)    | 0      |
|           | 安全管理の指導<br>(工事関係資料で指導を確認)        | 0      |
|           | 段階確認の実施<br>(工事関係資料で実施を確認)        | 1      |
|           | 作業手順書<br>(工事関係資料で確認)             | 3      |
|           |                                  |        |

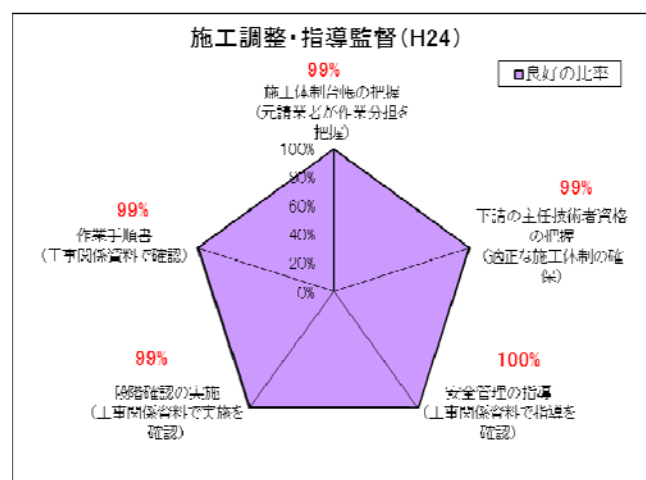


### ② 一括下請負に関する点検 (紛らわしい施工体系)

一括下請負の有無について、施工体制や元請負業者の下請施工の実質関与等の観点から点検を行った結果、一括下請として紛らわしいケースが 1 件見られたことから、以降の工事施工にあたり、監督職員により引き続き重点的に点検を実施します。

#### 【紛らわしい施工体系の例】

- ① 主たる一次下請人に直営施工がない
- ② 特定の一次下請人が工事の大部分を施工
- ③ 工区割された近接工事を同一一次下請人が施工
- ④ 下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工



(iii) 下請業者の点検項目

①下請の主任技術者の配置状況

請負額 2,500 万円以上（建築工事は 5000 万円以上）の下請負業者に対して、主任技術者の専任、資格、同一性について確認を行いました。

結果、全ての下請負業者で主任技術者の専任等が良好であることが確認されました。

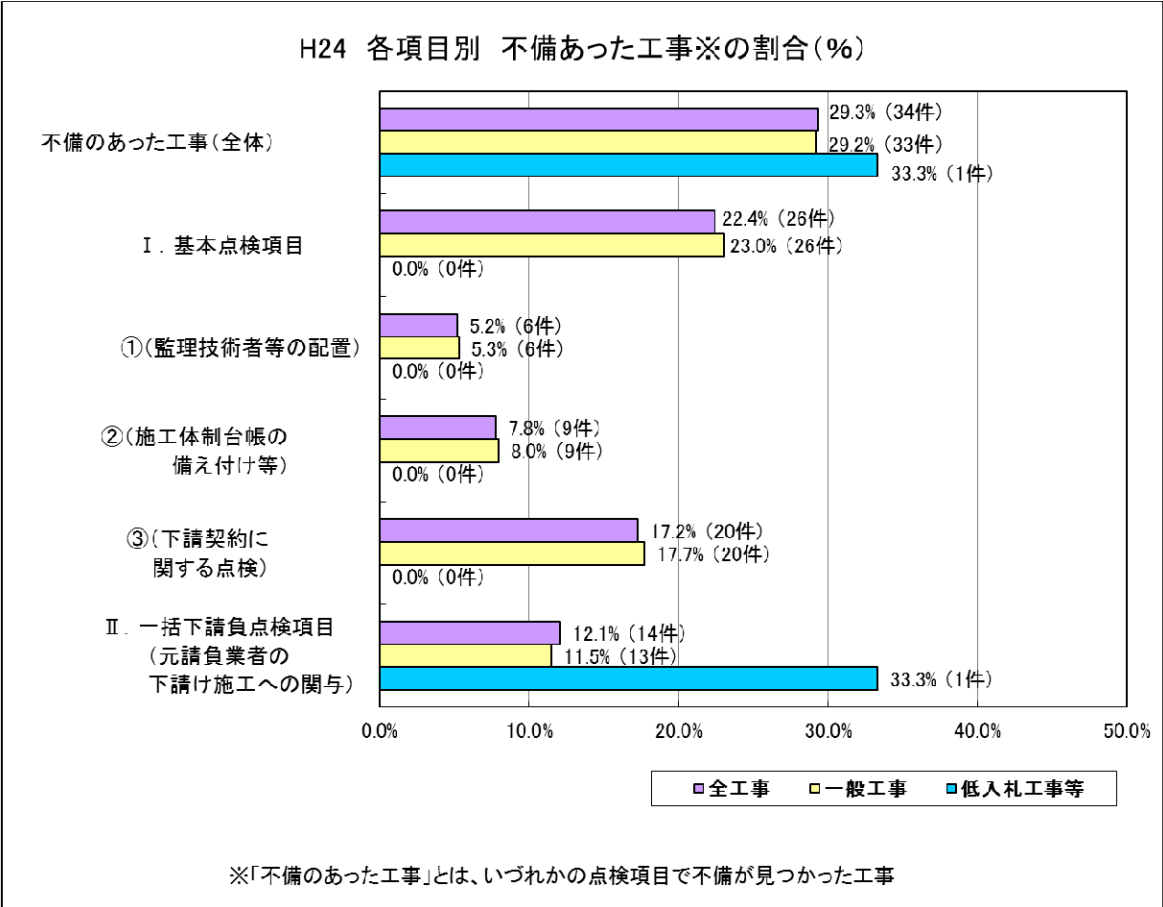
② 下請の主任技術者へのヒアリング

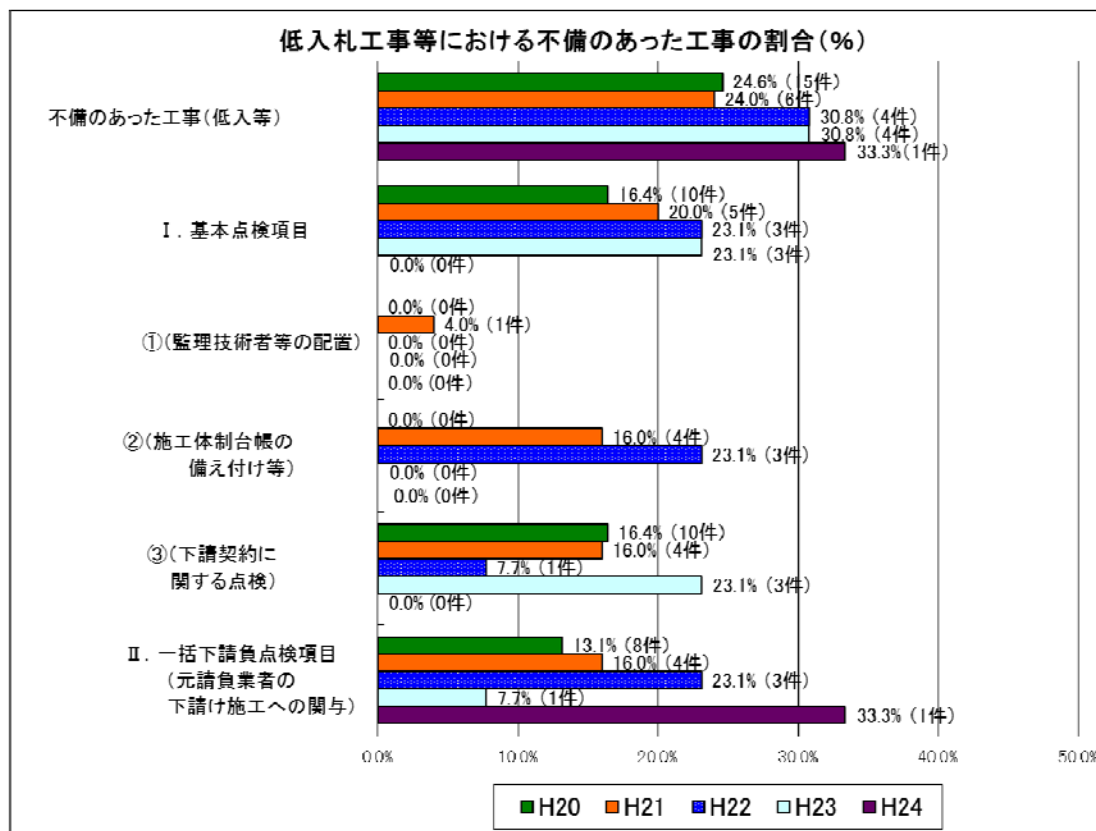
元請負業者が下請負業者に対し、不当に低い請負代金での契約や、不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて、下請負業者（80 社）の主任技術者へヒアリングを実施しましたが、注意が必要な工事はありませんでした。

(iv) 低入札工事等の状況について

① 基本点検項目

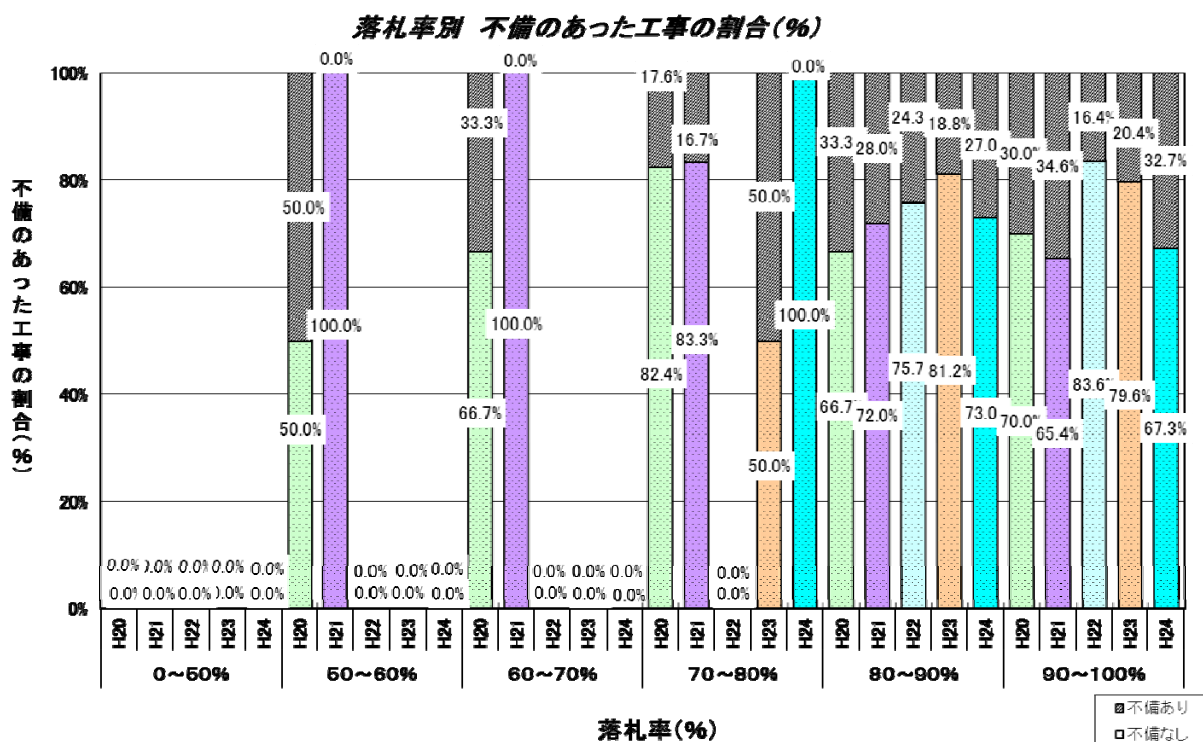
低入札工事等について見ると、一般工事に比べ不備率が高くなっていますが、件数は 1 項目について 1 件（母数が 3 件）であり、特に不備が多いことはありませんでした。





## ② 落札率別に見た不備のあった工事の割合

落札率別に不備のあった工事件数の割合を見ると、今年度は落札率による不備の顕著な違いはありませんでした。





## (v) 総括

### ① 全体

今回の点検では、30 件の工事（点検を行った工事の約 26%）で不備が見つかったため、改善指導を行っています。

### ② 基本点検項目（対象工事 116 件）

基本点検項目全体では 26 件（約 22%）の工事に対し改善指導しています。基本点検項目のうち「施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目」7 件（約 6%）、「下請契約に関する点検項目」に関しては 23 件（約 2%）の工事で改善指導しています。

なお、「監理技術者の配置等に関する点検項目」での改善指導はありませんでした。

### ③ 一括下請に関する点検項目（対象工事 116 件）

一括下請に関する点検項目について、許可部局へ通知するような問題のある工はありませんでした。しかし、紛らわしい施工体系が 1 件確認されており、今後重点的に点検していきます。

なお、「元請け業者の下請施工の関与状況に関する点検」で、13 件（約 11%）の工事  
で改善指導しています。

### ④ 下請業者の点検項目（対象工事 82 件）

下請の主任技術者の配置状況を点検した結果、全ての下請負業者で主任技術者の専任等  
が良好であることが確認されました。

また、下請の主任技術者へのヒアリングでは、不当に低い請負代金額や不平等な使用資材  
の購入強制のないことを確認しています。

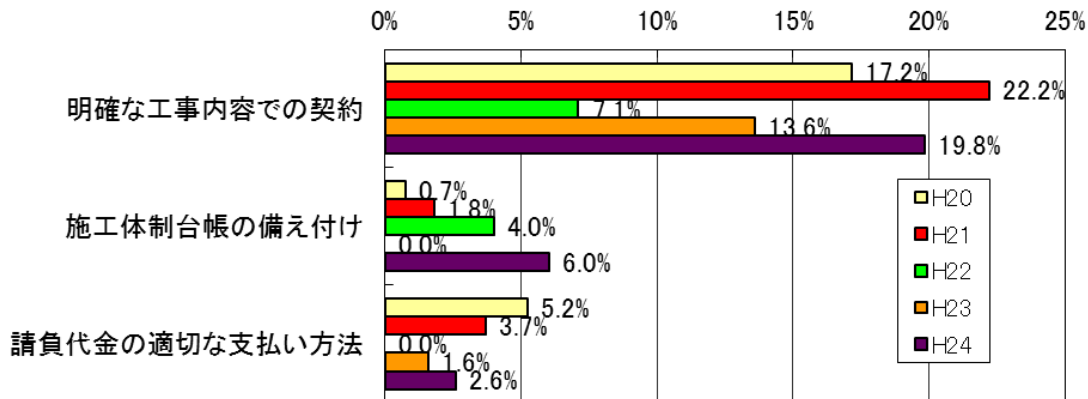
### ⑤ 重点点検項目

本年度は、平成 23 年度の点検結果において改善すべき事項が多く確認された 3 項目に  
ついて、特に重点的な点検を行っています。

“明確な工事内容での契約（改善すべき事項がある工事の割合は、H23：13.6%→H24：14.8%）”、“施工体制台帳の備え付け（同 H23：0.0%→H24：6.0%）”、“下請負代金の適切な支払い方法（同 H23：1.6%→H24：2.6%）”の 3 項目全てにおいて、引き続き改善すべき事項が確認されており、今後も着目していく必要があります。

改善すべき事項の内容を具体の例として、“明確な工事内容での下請契約”に関する不備では、材料費と機械費が明記されていないものが多数を占め、主な理由としては、「認識不足」「添付忘れ」等が挙げられます。

## 重点点検項目



### （４）地方公共団体及び関係機関等の取組み状況

中部管内の４県、３政令指定都市及び４関係機関が同様な取組みを行いました。概ね良好な結果となっており、建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることがうかがえますが、施工体制台帳の記載に不備があるケースなどが見られました。

### （５）まとめ（全体）

- 全国一斉点検は、今年度で１１回目となりますが、今回の点検結果を見ると、平成１４年度には不備が目立った建設業許可票の掲示や施工体系図の掲示等の基本点検項目については、年々改善が見られ、特に、許可部局に通知するような明らかな違反は見られず、発注者、施工者ともに建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることがうかがえます。
- しかしながら、元請負業者が下請負業者と明確な工事内容で契約を行っていないケース等が見つかるなど、更なる改善が必要です。
- 中部地方整備局としては、今回の点検結果をふまえ、低入札工事等はもとより、一般工事においても適正な施工体制の確保を図るため、引き続き、元請負業者の下請施工の実質関与が不十分なケースなどについて、通常の監督業務を通じて是正を求めるなど、所要の施策を行っていきます。あわせて、地方公共団体及び関係機関等の公共工事発注機関との連携も強化していきます。